宮崎県公報

令和８年11月16日（月曜日）　第 763 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　１年　64,800 円

目　次

頁

告　示

○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障がい福祉課）１
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更……（　〃　）１
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退……（障がい福祉課）１
○指定納付受託者の指定……（会計課）１
○公金の収納に関する事務の委託……（　〃　）１

公　告

○地図及び簿冊の認証（３件）……（農村整備課）２

海区漁業調整委員会指示

○漁業法に基づく指示……２

告　示

宮崎県告示第 788号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第２項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和８年11月16日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名　称	所在地	担当する医療の種類	指　定年月日
トロン薬局	高鍋町	薬局	令和８年11月１日
やました薬局高岡店	宮崎市	薬局	令和８年11月１日
やました薬局新富店	新富町	薬局	令和８年11月１日
訪問看護ステーションスウェル	都城市	訪問看護	令和８年11月１日
訪問看護ステーション焚き木	宮崎市	訪問看護	令和８年11月１日

宮崎県告示第 789号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和８年11月16日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名　称	所在地	所在地		変　更年月日
		変更前	変更後	
訪問看護事業所あたご	延岡市	延岡市中島町４丁目３14－３	延岡市愛宕町３丁目１61番地	令和８年10月14日

宮崎県告示第 790号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

令和８年11月16日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名　称	所在地	担当する医療の種類	辞　退年月日
医療法人社団光学堂あたご整形外科	延岡市	精神通院医療	令和８年11月１日

宮崎県告示第 791号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の２の３第１項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和８年11月16日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　指定納付受託者の指定を受けた者

名　　称	事務所の所在地
ＰａｙＰａｙ株式会社	東京都千代田区紀尾井町１番３号

２　指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、分担金及び不動産売払代金のうち知事が定めるもの

３　指定をした日

令和８年４月１日

４　指定納付受託者に納入させる期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

宮崎県告示第 792号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の２第１項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和８年11月16日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　委託した指定公金事務取扱者

名　　称	事務所の所在地
株式会社宮崎銀行	宮崎市橘通東四丁目３番５号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目６番７号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目８番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南９条西５丁目 421番地
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町８番地８
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目１番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の１
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番１号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番２号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目２番２号

2　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
　使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、分担金及び不動産売払代金のうち知事が定めるもの
3　指定公金事務取扱者の指定をした日
　令和７年４月１日
4　指定公金事務取扱者に委託をした日
　令和８年４月１日
5　指定公金事務取扱者に委託する期間
　令和８年４月１日から令和11年３月31日まで

公　　告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第２項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
　令和８年11月16日
　　宮崎県知事　河　野　俊　嗣
1　地籍調査を行った者の名称
　小林市
2　地籍調査を行った時期
　令和元年11月１日から令和７年12月14日
3　地籍調査を行った地域
　真方の一部
4　認証年月日
　令和８年11月９日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第２項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
　令和８年11月16日
　　宮崎県知事　河　野　俊　嗣
1　地籍調査を行った者の名称
　都城市
2　地籍調査を行った時期
　令和３年７月１日から令和７年12月23日
3　地籍調査を行った地域
　吉之元町の一部
4　認証年月日
　令和８年11月９日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第２項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
　令和８年11月16日
　　宮崎県知事　河　野　俊　嗣
1　地籍調査を行った者の名称
　小林市
2　地籍調査を行った時期
　令和４年５月１日から令和７年12月８日
3　地籍調査を行った地域
　北西方の一部
4　認証年月日
　令和８年11月９日

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 150号

宮崎海区におけるうみがめの採捕及びうみがめの卵の採取について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第１項の規定により、次のとおり指示する。
　令和８年11月16日
　　宮崎海区漁業調整委員会会長　吉　田　照　豊

（採捕の制限）
1　宮崎海区において、うみがめ科のあおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい並びにこれらの卵（以下「うみがめ」という。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる目的をもって宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りではない。
⑴　試験研究
⑵　増殖
⑶　委員会が特に認めた目的

（承認の申請等）
2　うみがめの採捕にかかる承認等の手続きは次のとおりとする。
⑴　うみがめの採捕をしようとする者は、承認申請書を委員会に提出しなければならない。
　委員会が承認したときは、承認証を申請者に交付する。
⑵　承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に書換交付申請をしなければならない。
⑶　承認証を亡失し、又は棄損したときは、速やかに再交付申請をしなければならない。

（採捕禁止期間）
3　承認を受けた者であっても、６月１日から７月31日までの期間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、１の⑴及び⑵に掲げる者を除く。

（雌がめの採捕禁止）
4　承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。た

だし、１の⑴及び⑵に掲げる者を除く。

（承認の期間）

５　承認の有効期間は５年以内とし、この委員会指示の有効期間の満了日を超えない範囲とする。

（制限又は条件）

６　承認の制限又は条件は次のとおりとする。

⑴　承認を受けた者は、うみがめを採捕する場合は、承認証を自ら携帯し、又は責任者に携帯させなければならない。

⑵　承認を受けた者は、承認の有効期間終了後又は承認数に到達後、速やかに別に定める様式による報告書を委員会に提出しなければならない。なお、承認期間が１年を越える場合は、前述の報告に加えて毎年末までの報告を速やかに提出しなければならない。

⑶　目的以外の採捕をしてはならない。

⑷　委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

⑸　承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその承認証を委員会に返納しなければならない。

（取扱要領）

７　この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する事務の取扱いについては、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（令和２年12月10日制定）によるものとする。

（所持及び販売の禁止）

８　承認を受けないで採捕したうみがめ（標本及びはく製を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

（指示の有効期間）

９　この委員会指示の有効期間は、令和９年１月１日から令和13年12月31日までとする。